

## 標準プロポーザル方式実施要領

### (趣 旨)

第1条 この要領は、栃木県建設工事等関連業務委託事務処理要領（令和6年3月15日付監第319副知事通知。以下「業務委託事務処理要領」という。）の規定に基づき、栃木県県土整備部が発注する建設工事に係る調査、設計等の業務において標準プロポーザル方式により建設コンサルタント等を選定及び特定する場合に必要な事項を定める。

### (対象業務)

第2条 本要領は、次に掲げる業務のうち業務委託事務処理要領第9条第2項の予定価格が特例政令の適用を受けない範囲で、県土整備部長又は出先事務所長（以下「県土整備部長等」という。）が必要と認める業務について行うものとする。ただし、特許、著作権、非公開情報等を必要とする業務は、本要領の対象としないものとする。

- (1) 都市計画調査、地域計画調査、総合開発計画調査、環境影響調査、広報計画調査、意向調査、社会経済計画調査、複数の分野にまたがる調査等広範かつ高度な知識と豊かな経験を必要とする業務
- (2) 重要構造物の計画調査、大規模かつ複雑な施工計画の立案、景観を重視した施設設計、高度な構造計算を伴う設計、高度な解析を伴う地質調査等比較検討又は新技術を要するものであって高度な知識と豊かな経験を必要とする業務
- (3) 景観調査、大規模な軟弱地盤対策調査、技術・管理システム等の評価検討調査、既設施設の機能診断、先端的な計測・試験を含む地質調査等先例が少なく実験解析又は特殊な観測・診断を要する業務
- (4) 計画から設計まで一貫発注する業務
- (5) 象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性等を求められる設計業務及び高度な技術的判断を必要とする設計業務（いわゆる設計競技方式の対象とする業務を除く。）
- (6) その他プロポーザルに基づき執行することが適当であると県土整備部長等が認める業務

### (技術提案書の提出を求める者及び特定のための評価基準)

第3条 県土整備部長等は、前条に掲げる対象業務を発注しようとする場合は、次に掲げる事項について、県土整備部建設工事等技術審査会又は出先事務所建設コンサルタント選定委員会（以下「技術審査会等」という。）の審査を経て、県土整備部建設工事等運営委員会又は出先事務所指名選考委員会（以下「運営委員会等」という。）の審議に付して決定する。

- (1) 技術提案書の提出を求める者

(2) 技術提案書を特定するための評価基準

- 2 前項第1号の技術提案書の提出を求める者の選定に当たっては、業務委託事務処理要領に基づく入札参加資格の認定を受けている者の中から、業務経歴、技術職員の経験等を勘案し、発注しようとする業務に関し十分な履行能力を有すると認められる建設コンサルタント等を、3者以上の適切な業者数を選定するものとする。

(技術提案書の提出)

第4条 県土整備部長等は、前条において選定された者に対して、技術提案書の提出要請書を送付する。

- 2 県土整備部長等は、前項の提出要請書に次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 業務概要

(2) 技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項

(3) 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限

(4) 技術提案書を特定するための評価基準

(5) 技術提案書の提出要請書に不明の点がある場合の質問の受付方法、受付窓口、受付期間及びその回答方法

(6) その他必要と認める事項

(技術提案書の特定)

第5条 県土整備部長等は、提出された技術提案書について、第3条第1項第2号の技術提案書を特定するための評価基準に基づき、技術審査会等及び運営委員会等の議を経て、当該業務について最適なものを特定する。

- 2 県土整備部長等は、前項により特定した技術提案書の提出者に対して、技術提案書を特定した旨の通知を行うものとする。

(非特定理由の説明)

第6条 県土整備部長等は、技術提案書を提出した者のうち技術提案書を特定しなかったものに対して、技術提案書を特定しなかった旨及び特定しなかった理由（以下「非特定理由」という）を書面により通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（県の休日を除く。）以内に、書面により、県土整備部長等に対して非特定理由についての説明を求めることができるものとする。

- 3 県土整備部長等は、非特定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答するものとする。

(特定結果の公表)

第7条 県土整備部長等は、契約後速やかに技術提案書の評価結果を公表する。

(実施上の留意事項)

第8条 技術提案書を提出する建設コンサルタント等が、他の建設コンサルタント等の協力を得て、又は、学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、技術提案書にその旨を明記させるものとする。

- 2 技術提案書の作成及び提出に要する費用は、原則として、提出者の負担とする。
- 3 特定しなかった技術提案書は、提出者に返却希望の有無を確認し、必要により返却する。
- 4 提出された技術提案書は、提出者に無断で使用しないものとする。
- 5 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、当該技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。
- 6 特定された技術提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に明記するものとする。
- 7 第1項から第5項までに掲げる事項については、技術提案書の提出要請書において明らかにするものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年7月12日から適用する。